高野町新型コロナウイルス感染症特別貸付利子補給金制度について

令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業を支援するため、和歌山県中小企業融資及び政府系金融機関を利用した事業者に対して、利子補給金の交付を実施します。

新型コロナウイルスに関連した和歌山県の制度融資や政府系金融機関が取り扱う融資制度を利用された町内事業所の方に、年率 0.5%を上限に利子補給を行う制度を創設しました。

概要は下記のとおりです。

高野町新型コロナウイルス感染症特別貸付利子補給金制度の概要

事業対象者	町内の事業者(法人、個人)で次の要件に該当する方 1. 町内に事業所を有し、融資実行日から利子補給の申請日まで、高野町において継続して同一事業を営んでいること 2. 町税等の滞納がないこと
対象となる融資	(新型コロナウイルス関連) 1. 日本政策金融公庫 ① 経営環境変化対応資金 ② 衛生環境激変変特別貸付 2. 和歌山県 ① 経営支援資金(一般枠) ② 経営支援資金(セーフティ枠) ③ 経営支援資金(危機対応枠) 3. その他 新型コロナウイルス感染症対策分の融資で町長が認めるもの ※ 利子補給の対象となる融資は、6/1 現在のものであり、今後の動向により変更となる可能性があります。
利子補給の対象借入限度額	3,000 万円以内
利子補給率	0.5%以内
利子補給の期間	3 年以内
利子補給の方法	1 月～12 月までに支払った利息に対し、利子補給額を補助金として交付
適用期間等	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日までの融資実行分 但し、和歌山県の融資については、令和 3 年 1 月 31 日融資実行分までが対象です。

・提出及び問い合わせ:高野町役場 観光振興課 観光係 0736-56-2780

・融資の相談先
最寄りの取扱金融機関等へご相談ください。

- 紀陽銀行　高野山支店
- 南都銀行　高野山支店
- JAきほくかわかみ　高野支店
- 日本政策金融公庫　和歌山支店
- 高野町商工会

・利子補給金交付までの流れ

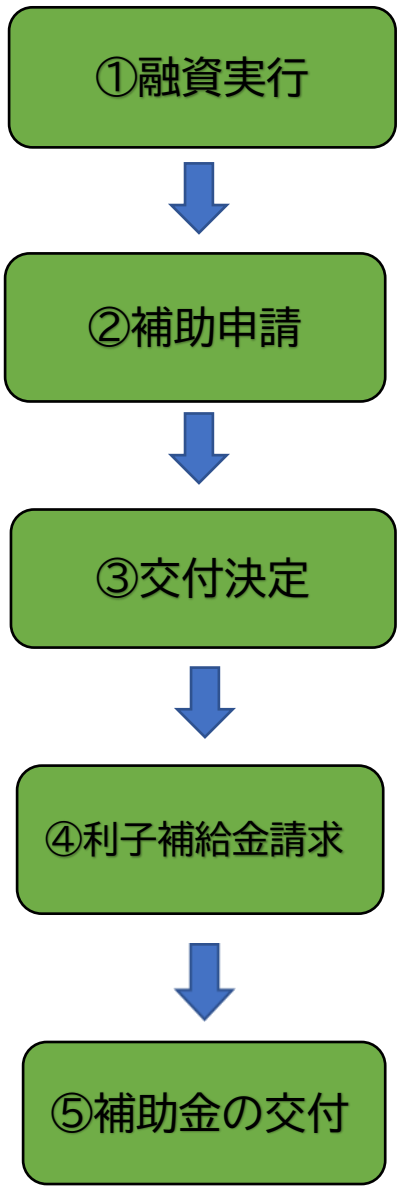

融資取扱金融機関等で融資手続きを行って下さい。

融資の実行後、所定の様式による申請書を提出して下さい。
1 月 1 日から 12 月 31 日までの利子補給額は 1 月末までに申請をお願い致します。令和 2 年分は、4 月 1 日～12 月 31 日までが対象となります。
尚、補助申請は、3 年間、毎年お願い致します。

町から交付の決定通知をします。

利子補給額の決定通知に基づき、利子補給金請求書を提出していただきます。

ご指定の振込先へお支払いします。